

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県

（氏名） A

上記被審人に対する平成25年度（判）第8号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官松葉知久、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金360万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年9月19日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年7月18日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、名古屋証券取引所セントレックス市場に上場されている21LADY株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成24年5月16日午前10時11分頃から同月30日午後0時46分頃までの間、10取引日にわたり、名古屋市中区栄三丁目8番20号所在の株式会社名古屋証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、自己名義で買い注文と売り注文を発注して対当させたり、成行又は高指値で買い注文を連続して発注して株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計1450株を買い付ける一方、同株式合計1356株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

(別表)

(単位：株)

取引年月日	売付株数			買付株数		
	B証券	C証券	小計	B証券	C証券	小計
平成24年5月16日	5	32	37	116	42	158
平成24年5月17日	78	57	135	161	47	208
平成24年5月18日	153	56	209	194	56	250
平成24年5月21日	363	16	379	255	16	271
平成24年5月22日	336	58	394	269	58	327
平成24年5月23日	60	0	60	0	30	30
平成24年5月24日	0	29	29	0	3	3
平成24年5月25日	0	52	52	0	74	74
平成24年5月28日	0	31	31	0	46	46
平成24年5月30日	0	30	30	0	83	83
合計	995	361	1,356	995	455	1,450

(別紙2)

## 2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、176条2項

## 3 課徴金の計算の基礎

法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、1,356株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、1,450株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(1,356株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(5,250円×7株+5,350円×21株+5,450円×18株+5,530円×31株  
+5,650円×6株+5,800円×10株+5,850円×8株+5,860円×2株  
+5,910円×5株+5,950円×27株+6,100円×3株+6,110円×12株  
+6,150円×1株+6,250円×50株+6,450円×54株+6,530円×9株  
+6,540円×12株+6,560円×2株+6,640円×5株+6,700円×1株  
+6,830円×1株+6,850円×24株+6,900円×74株+6,950円×11株  
+7,000円×1株+7,080円×4株+7,450円×94株+8,050円×60株

$$\begin{aligned}
& +8,950 \text{ 円} \times 379 \text{ 株} + 8,970 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} + 9,250 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 9,350 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \\
& + 9,500 \text{ 円} \times 23 \text{ 株} + 9,550 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} + 9,600 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 9,650 \text{ 円} \times 27 \text{ 株} \\
& + 9,700 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} + 9,730 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 9,800 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} + 9,840 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 9,850 \text{ 円} \times 35 \text{ 株} + 9,950 \text{ 円} \times 14 \text{ 株} + 10,000 \text{ 円} \times 29 \text{ 株} + 10,010 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \\
& + 10,100 \text{ 円} \times 12 \text{ 株} + 10,300 \text{ 円} \times 64 \text{ 株} + 10,400 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 10,450 \text{ 円} \times 137 \text{ 株} \\
- & (4,950 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 4,970 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 4,975 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 4,980 \text{ 円} \times 32 \text{ 株} \\
& + 4,985 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 4,990 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 4,995 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 5,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 株} \\
& + 5,050 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 5,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 5,110 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 5,120 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 5,250 \text{ 円} \times 14 \text{ 株} + 5,350 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} + 5,400 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 5,450 \text{ 円} \times 61 \text{ 株} \\
& + 5,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 5,650 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 5,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 5,910 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \\
& + 5,950 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 5,980 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 6,110 \text{ 円} \times 18 \text{ 株} + 6,150 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\
& + 6,200 \text{ 円} \times 13 \text{ 株} + 6,250 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} + 6,300 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 6,400 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\
& + 6,450 \text{ 円} \times 103 \text{ 株} + 6,480 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,490 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,500 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\
& + 6,600 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} + 6,650 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 6,680 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,700 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \\
& + 6,740 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,750 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,780 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 6,800 \text{ 円} \times 37 \text{ 株} \\
& + 6,820 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 6,830 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 6,840 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,850 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} \\
& + 6,900 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 6,970 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 6,980 \text{ 円} \times 55 \text{ 株} + 7,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 7,050 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 7,080 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 7,100 \text{ 円} \times 22 \text{ 株} + 7,130 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 7,450 \text{ 円} \times 106 \text{ 株} + 8,050 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} + 8,350 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 8,500 \text{ 円} \times 27 \text{ 株} \\
& + 8,650 \text{ 円} \times 71 \text{ 株} + 8,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 8,950 \text{ 円} \times 270 \text{ 株} + 9,400 \text{ 円} \times 36 \text{ 株} \\
& + 9,550 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 9,850 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} + 10,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 10,200 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \\
& + 10,440 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 10,450 \text{ 円} \times 149 \text{ 株})
\end{aligned}$$

= 821,910 円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(1,450株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(1,356株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(37,500円)に当該超える数量94株(1,450株-1,356株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(37,500円×94株)

$$\begin{aligned}
- & (6,050 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,150 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,250 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\
& + 6,680 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,690 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 6,700 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 7,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\
& + 7,620 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 7,640 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 7,800 \text{ 円} \times 48 \text{ 株} + 8,100 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\
& + 8,820 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 8,970 \text{ 円} \times 19 \text{ 株})
\end{aligned}$$

= 2,784,150 円

の合計額3,606,060円となる。

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、3,600,000円となる。